



(2) 主な改訂内容

ア 広島市立中央図書館資料収集要綱「3 各館等の役割と資料収集の範囲」に「(3) 中央図書館(電子図書館)」を追加する。(資料収集方針 p.3)

(3) 中央図書館(電子図書館)

電子図書館は、情報通信機器により利用が可能な電子資料を提供するものであり、時間や場所の制約を受けることなく読書ができる環境を提供するという役割がある。

市民の多様な読書及び情報に対する要求を受け止め、幅広い利用者を対象に、様々な学習や調査研究の支援等に必要な資料を収集する。

イ 広島市立中央図書館資料収集要綱「4 収集から除く資料」の(1)に一部追加する。また、「(2) 視聴覚資料」を削除する。(資料収集方針 p.3)

4 収集から除く資料

(1) 多くの利用が見込めないような特別高度な学術書や個人利用を主とする学習参考書、問題集等(ただし、電子図書館の資料は必要に応じて収集する。)

(2) (削除)

(2) 興味本位な性的表現のもの、暴力を助長するもの等で、社会の秩序や市民の生活を著しく混乱させるおそれのあるもの。

(3) 造本、印刷等が図書館での利用に耐えられないもの。

ウ 中央図書館の資料収集選択基準に「(11) 視聴覚資料」を追加する。(資料収集方針 p.32)

(11) 視聴覚資料

多様なメディアによる情報提供という観点から、国際平和文化都市広島にふさわしい、教養や文化の向上に資する資料を収集する。

ア 収集の範囲

(ア) 映像資料

以下の条件に該当する商業映画を収集する。

- a 広島をテーマや舞台にした作品
- b 広島出身の映画人(監督・俳優・脚本家・原作者)の作品
- c 国内映画賞、国際映画祭受賞作品
- d 定評ある書評等で高い評価を得た作品

(イ) 録音資料

- a クラシック音楽
- b ジャズ
- c ポピュラー音楽
- d 日本の伝統音楽

イ 収集の資料

(ア) 種類

a 映像資料

(a) DVD

(b) ブルーレイディスク

b 録音資料

コンパクトディスク

(イ) 部数

収集する点数は1点とする。

ウ 選択の留意点

映像文化ライブラリー等の関係機関と連携し収集する。

エ 資料ごとの留意点

(ア) 映像資料

a 館内視聴・館外貸出(個人貸出)の許諾が著作権者から得られている作品を収集する。

b 映像倫理委員会による区分表示がPG12、R15+、R18+の作品については、その資料的価値に照らし、慎重に選択し、収集する。

(イ) 録音資料

a 既に評価の定まった優れた作品を収集する。

b 映像資料が付いた資料、輸入盤は原則として収集しない。

エ 資料収集選択基準に「3. 中央図書館(電子図書館)」を追加する。(資料収集方針 p.34)

3. 中央図書館(電子図書館)

電子図書館は、情報通信機器により利用が可能な電子資料を提供するものであり、時間や場所の制約を受けることなく読書ができる環境を提供するという役割がある。

このため、電子資料の特性をいかした、様々な学習や調査研究の支援等に必要な資料や、地域資料の保存及び活用を図るための資料等を収集する。

(1) 収集の範囲

幅広い利用者を対象とした資料を収集する。

ア 一般図書

市民の趣味、娯楽、教養及び調査研究に役立つ資料を収集する。

イ 児童図書

乳幼児から児童・生徒向きのものまで、発達段階に応じた資料を収集する。

ウ 参考図書

市民の高度な学習や調査研究に対応できる専門的な資料も必要に応じて収集する。

エ 郷土資料

広島市又は広島県に関する資料を収集する。

(2) 選択の留意点

- ア 音声読み上げに対応した資料やオーディオブックに留意する。
- イ 電子資料の特性や幅広い利用者への提供を考慮し、障害のある市民も利用できるよう、障害の特性に応じた、利用しやすい形式の資料に留意する。
- ウ 電子資料の特性をいかし、個人利用を主とする学習参考書や問題集等に留意する。
- エ 外国語で書かれた資料に留意する。